

## 小売物価統計調査規則の一部を改正する省令案の概要について

## 1 小売物価統計調査の概要

小売物価統計調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく基幹統計調査として、小売物価統計調査規則（昭和 57 年総理府令第 6 号）の定めるところにより、国民の消費生活上重要な支出の対象となる商品の小売価格、サービスの料金及び家賃を全国規模で毎月調査し、月々の価格の変化を明らかにするとともに、物価水準の変動を測定するための消費者物価指数を作成し、消費生活に関する経済施策の基礎資料を提供することを目的としています。

## 2 改正の概要

消費者物価指数は、家計における消費構造の変化、市場における商品の流通又はサービスの変化等に対応して、西暦年の末尾が 0 又は 5 の年に合わせて、5 年ごとに基準改定を行っており、今回の基準改定は平成 22 年（2010 年）を基準年として行います。これに合わせて、小売物価統計調査においては、（1）調査品目の廃止、（2）調査品目の名称変更、及び（3）調査担当者の変更を行います。

このため、本件は、小売物価統計調査規則に掲げる調査品目の一部改正を行うものです。

なお、消費者物価指数平成 22 年基準改定に合わせた調査品目の追加については、平成 21 年 7 月に意見募集を実施し、その結果を踏まえ、21 年 12 月 1 日に小売物価統計調査規則の改正を実施しています。

## （1）調査品目の廃止

調査品目の中で、消費構造の変化等に伴い、家計消費支出上重要度が低くなったものについては廃止します。

|                       |
|-----------------------|
| 丸干しいわし                |
| 福神漬                   |
| かわらせんべい               |
| みそ汁                   |
| やかん                   |
| レンジ台                  |
| 婦人草履                  |
| サプリメント（通信販売によるものを除く。） |
| ステレオ                  |
| テレビ修理代                |
| アルバム                  |
| サッカーボール               |
| フィルム                  |
| 時計修理代                 |
| はまだい                  |

|                      |
|----------------------|
| たかさご                 |
| 宿泊料（民営宿泊施設に係るものを除く。） |

## (2) 調査品目の名称変更

調査品目の中で、より代表的な商品を調査できるようにする、あるいは類似品目の廃止に伴い、より広義な名称に変更する必要があるものについては名称を変更します。

| 変更後の調査品目名 | 現行の調査品目名            |
|-----------|---------------------|
| フライ       | えびフライ               |
| システムバス    | 浴槽                  |
| 石油暖房器具    | 石油ストーブ              |
| 照明器具      | 蛍光灯器具               |
| 照明ランプ     | 蛍光ランプ               |
| 男子パンツ     | 男子ブリーフ              |
| ランジェリー    | スリッパ                |
| プリンタ      | パーソナルコンピュータ用プリンタ    |
| 宿泊料       | 宿泊料（民営宿泊施設）         |
| サプリメント    | サプリメント（通信販売によるもの）   |
| 信書送達料     | 郵便料                 |
| たばこ       | フィルター付きたばこ<br>両切たばこ |
| 介護料       | 通所介護料<br>在宅介護料      |

## (3) 調査担当者の変更

次の調査品目については、全国的に均一の価格を取集することが適切となったことから、調査員による調査から総務大臣（総務省統計局）が直接調査を行うこととします。

|       |
|-------|
| 演劇観覧料 |
|-------|

## 3 今後の予定

公布日：平成 22 年 10 月

施行日：平成 24 年 1 月（ただし、2 の「(3) 調査担当者の変更」については、公布日から施行します。）